

青森県教育委員会第738回定例会会議録

期 日 平成22年7月7日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 報告第1号 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第1号 青森県立特別支援学校教育推進プランについて・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 県無形民俗文化財の指定について・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

平成22年7月7日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後1時57分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
川村教育次長、白石教育次長、川村参事、教育政策・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
島委員、清野委員
- ・書記
鈴木学、中村尚吾

会 議

議事

報告第1号 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について

(奈良教職員課長)

今回の改正は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部が改正され、職員の配偶者が育児休業等をしている場合においても育児休業等の承認を請求できるものとするこ
と等の制度改正が行われ、これに伴って「職員の育児休業等に関する条例」が改正される
ことになり、本規則においても一部改正する必要が生じたものである。

具体的には、職員の配偶者の養育の状態にかかわらず、育児休業等を取得することが可
能となり、また、これに伴う育児休業承認請求書等の様式に変更が生じるなどしたもので
ある。

この制度は、平成22年6月30日施行であり、会議を招集する暇がなかったことから、
青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長にお
いて臨時に代理し定めたので報告するものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、報告第1号については了解した。

議案第1号 青森県立特別支援学校教育推進プランについて

(中村学校教育課長)

今年2月に「青森県立特別支援学校教育推進プラン」(案)に対して実施したパブリッ
クコメントの状況及びパブリックコメントで寄せられた意見に対する対応方針について説
明し、「青森県立特別支援学校教育推進プラン」(案)を成案として決定することについて
審議いただきたい。

まず、「青森県立特別支援学校教育推進プラン」(案)の内容について、その概要を改め
て確認したい。

1) 経緯について

近年、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害が、重度・重複化、多様化する傾
向にある。また、平成19年4月から学校教育法が一部改正され、盲・聾・養護学校は、
障害種別を超えた対応が可能な特別支援学校に法律上一本化された。

これらを背景に、平成20年5月に「青森県特別支援学校在り方検討会議」を立ち上
げ、審議を重ね、平成21年1月に答申があったところである。

この答申を受け、教育庁内において今後の特別支援学校の在り方について具体的な実施計画の検討を進め、平成22年2月12日に青森県立特別支援学校教育推進プラン(案)として公表し、2月15日から3月26日までの40日間のパブリックコメントを実施した。

2) プランの概要について

まず、「基本方針」として、

- ① 複数の障害種別に対応した教育の充実
- ② 学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実
- ③ 高等部教育の充実
- ④ 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

の4つを掲げている。

次に、「実施計画」は、前期と後期の二つに分かれており、前期は教育の内容を充実するソフト的な内容、後期は前期実施計画期間での検討を踏まえ、改めて実施計画を策定し、実施することとしている。

前期実施計画において、実質的に取り組む内容は、

- ① 七戸養護学校及びむつ養護学校に、肢体不自由教育部門を整備
- ② 青森若葉養護学校に、高等部を設置
- ③ 弘前聾学校を、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援拠点として拡充の3つの内容となっている。

また、後期実施計画に向けた検討を行う内容は、森田養護学校に肢体不自由教育部門を整備することなど、5つの項目を計画している。

後期実施計画は、前期実施計画の実施状況等を踏まえ、平成25年度に策定する計画である。

パブリックコメントでは、4人、3団体の方々から、延べ15件の意見が提出された。

これらのうち、教育推進プランの案そのものに反対する立場の意見はなく、15件中14件が教員等の配置・増員、学習環境の充実、学校名の継続使用など、現状に対する要望の意見であった。また、その他1件は、県の健康福祉部障害福祉課で計画している地域医療再生計画に対する意見であった。

具体的には、教員の専門性の向上及びそれぞれの障害種別を専門とする教員の配置、知的障害のない発達障害児への対応など、教育推進プランに記述されているものが3件、教員等の配置及び増員、学習環境の充実、学校名の継続使用など、実施段階で検討していくものが7件、現在の障害種別を対象とする特別支援学校の継続、発達障害のある児童生徒が、特別支援学校に全員入学できる体制づくりなど、反映が困難なものが2件、その他として、就学指導上の問題点の整理、学校に隣接する医療機関の存続などが3件となっている。

これらの意見について「庁内検討委員会」で検討したところ、実施段階において十分検討すべきものなど貴重な意見が多数あったものの、文章修正等が必要なものがなかったと

考え、「青森県立特別支援学校教育推進プラン」については、(案)と同じ内容のものを最終案として提案したものである。

なお、寄せられた意見については、県教育委員会の考え方を示したうえで、集計結果とともに本日からホームページで公表することとしている。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(高橋委員)

現在、青森若葉養護学校に設置されている浪岡養護学校高等部の分教室が青森若葉養護学校の高等部となった場合、生徒にとってはどのようなメリットがあるのか。

(中村学校教育課長)

現在、浪岡養護学校高等部分教室の生徒は、青森若葉養護学校で学んでいるが在籍は浪岡養護学校である。また、この生徒の多くは青森若葉養護学校の中学部から進学している。

こうした状況の中、青森若葉養護学校に高等部を設置することにより、同校の教育目標に基づいた小学部、中学部及び高等部の一貫した教育が可能となり、各学部間の連携が一層強化され、長期的に充実した支援を受けられると考えている。

(島委員)

前期実施計画の「複数の障害種別に対応した教育の充実」として、七戸養護学校及びむつ養護学校を対象としている理由を確認したい。

(中村学校教育課長)

学校教育法の一部改正により特別支援学校が制度化されたが、その趣旨の中には、児童生徒ができる限り地域の特別支援学校に就学できるようにすることとあり、通学に係る児童生徒の負担軽減となるものである。

上北及び下北地域を対象としているのは、この地区が現在肢体不自由を対象とする特別支援学校が未設置の地区であり、肢体不自由の児童生徒がより身近な特別支援学校を選択できるようにするものである。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第1号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

議案第2号 県無形民俗文化財の指定について

(岡田文化財保護課長)

平成22年6月20日に青森県文化財保護審議会から、県の文化財として指定することが適当であるとの答申があった「岡三沢神楽」を県無形民俗文化財に指定することを提案するものである。

「岡三沢神楽」は、修験由来の民俗芸能であり、多様な内容を持つ23の演目を現在も保持しており、本県南部地方で行われる山伏系神楽の伝播や特色を知るうえで、学術的価値が高い芸能である。演目の一つである権現舞では、厄よけや病気治しの祈願が行われ、地域の方々の信仰に根ざした民俗でもある。

本県の民俗文化を知るうえで貴重な伝承であり、県無形民俗文化財として指定し、永く保護すべきものと考えている。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

(福島委員)

今回指定する「岡三沢神楽」の価値はどのような点にあるのか。

(岡田文化財保護課長)

山伏系神楽自体は、東北一円に分布し、そのうち最古の神楽は現在確認されているところでは、岩手県花巻市の早池峰神楽とされている。

本県にあっても、南部地方の各所で山伏系神楽が行われているが、岡三沢神楽は23演目という数多くの演目を継承し、かつ全ての演目を実演しており、本県でも数少ない大変貴重な神楽である。

演目数が多いということは、神楽の比較研究には重要なことである。また、岡三沢の地理上の位置は山伏系神楽の分布や伝播経路を知る上で重要な地点である。

さらに、この民俗芸能は、公演が地域の行事となっていたり、地域の方々の信仰対象ともなっており、まさに生きた民俗といえる。

(福島委員)

今説明のあった山伏系神楽というのは、どのような特色がある民俗芸能なのか。

(岡田文化財保護課長)

山伏系神楽というのは、修験(山伏)が布教の手段として演じた神楽の総称である。青

森県では、山伏神楽、能舞などと呼ばれるものである。

正月に、門打といって修験が持ち場としたムラを回り、神格化した獅子頭（権現様）を捧げもって祈禱を行う。その際に権現舞が演じられ、獅子頭の歯を激しく打ち合わせるといふ所作が見られる。

（鈴木委員長）

権現舞は1月16日の一日だけなのか。

（岡田文化財保護課長）

この日のほか、地域から要望があった場合や保存会による自主的な公演によって演じられることもある。

（鈴木委員長）

ほかに何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

（全委員）

異議なし。

（鈴木委員長）

議案第2号は原案どおり決定する。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

（奈良教職員課長）

教育委員会が6月に行った職員に対する懲戒処分のうち、社会的影響が大きな事案である事案について説明する。

この事案は、去る6月4日の処分後、速やかに公表したものである。

その概要は、平成21年度の学校給食費を横領した三沢市の中学校事務職員に対し、6月4日付けで免職の懲戒処分を行い、また、当該職員の指導・監督を怠った校長に減給3月、教頭に減給2月の懲戒処分を行ったものである。

このため、6月4日付けで、教職員の服務規律の確保や校内における現金の取扱いについて指導を徹底するよう、市町村教育委員会及び県立学校長に対して改めて通知を発出したほか、教育事務所長会議において所管の市町村教育委員会教育長に対して、相互けん制機能の確保、公印の厳正な管守など内部統制についても直接指導するよう指示し、徹底を図ったところである。

(橋本教育長)

教職員の服務規律の確保や校内における現金の取扱いについては、これまでも再三にわたり、市町村教育委員会に指導の徹底をお願いしてきたところであるが、今回の事案が発生したことは極めて遺憾である。

今後も、あらゆる機会を通して指導の徹底を図るよう指示したところである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、今回の懲戒処分の状況については了解した。